

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|---------------------------|---------|
| ○ 道路の区域変更（2 件）【建設局総務部管理課】 | 2 5 7 6 |
| ○ 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 | 2 5 7 8 |
| ○ 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 | 2 5 8 3 |
| ○ 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 | 2 5 8 4 |

◇ 公 告

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 | 2 5 8 5 |
| ○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【契約室契約課】 | 2 5 8 6 |

北九州市告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
510	吉志新門司1号線	前	北九州市門司区吉志一丁目1894番10地先から 北九州市門司区吉志一丁目1910番1地先まで	26.0 ～ 27.1	39.5
		後	北九州市門司区吉志一丁目1910番5から 北九州市門司区吉志一丁目1910番1地先まで	25.8 ～ 26.1	

北九州市告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
3415	貫184号線	前	北九州市小倉南区大字貫3669番1地先から 北九州市小倉南区下貫四丁目3669番2地先まで	3.2 ～ 5.0	56.3
		後	北九州市小倉南区大字貫3669番1から 北九州市小倉南区下貫四丁目3669番2地先まで	4.0 ～ 7.1	56.3

北九州市告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3352	泉台36号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3353	泉台37号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3354	泉台38号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3355	泉台39号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3356	泉台40号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3357	泉台41号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3358	泉台42号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3359	泉台43号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3360	泉台44号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3361	泉台45号線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目

3 3 6 2	泉台 4 6 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3 3 6 3	泉台 4 7 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3 3 6 4	泉台 4 8 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3 3 6 5	泉台 4 9 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
3 3 6 6	泉台 5 0 号 線	小倉北区泉台二丁目	小倉北区泉台二丁目
6 2 4 1	葛原東 6 0 号線	小倉南区葛原東二丁目	小倉南区葛原東二丁目
6 2 4 2	葛原東 6 1 号線	小倉南区葛原東三丁目	小倉南区葛原東三丁目
6 2 4 3	下貫 2 1 号 線	小倉南区下貫二丁目	小倉南区下貫二丁目
6 2 4 4	高津尾 2 6 号線	小倉南区大字高津尾	小倉南区大字高津尾
6 2 4 5	高津尾 2 7 号線	小倉南区大字高津尾	小倉南区大字高津尾
6 2 4 6	徳吉西 2 0 号線	小倉南区徳吉西二丁目	小倉南区徳吉西二丁目
6 2 4 7	徳吉西 2 1 号線	小倉南区徳吉西二丁目	小倉南区徳吉西二丁目
6 2 4 8	徳吉東 4 5 号線	小倉南区徳吉東一丁目	小倉南区徳吉東一丁目
6 2 4 9	徳吉東 4 6 号線	小倉南区徳吉東四丁目	小倉南区徳吉東四丁目
6 2 5 0	徳吉南 1 8 号線	小倉南区徳吉南三丁目	小倉南区徳吉南三丁目

6 2 5 1	長尾 5 7 号 線	小倉南区長尾六丁目	小倉南区長尾六丁目
6 2 5 2	長尾 5 8 号 線	小倉南区長尾六丁目	小倉南区長尾六丁目
6 2 5 3	中曾根東 1 6 号線	小倉南区中曾根東四丁 目	小倉南区中曾根東四丁 目
6 2 5 4	中貫 1 2 号 線	小倉南区中貫一丁目	小倉南区中貫一丁目
6 2 5 5	中吉田 1 3 3 号線	小倉南区中吉田一丁目	小倉南区中吉田一丁目
6 2 5 6	中吉田 1 3 4 号線	小倉南区中吉田四丁目	小倉南区中吉田四丁目
6 2 5 7	中吉田 1 3 5 号線	小倉南区中吉田四丁目	小倉南区中吉田四丁目
6 2 5 8	蜷田若園 5 0 号線	小倉南区蜷田若園三丁 目	小倉南区蜷田若園三丁 目
6 2 5 9	沼緑町 1 2 3 号線	小倉南区沼緑町三丁目	小倉南区沼緑町三丁目
6 2 6 0	南若園町 4 号線	小倉南区南若園町	小倉南区南若園町
6 2 6 1	守恒 9 4 号 線	小倉南区守恒四丁目	小倉南区守恒五丁目
6 2 6 2	湯川新町 1 1 9 号線	小倉南区湯川新町一丁 目	小倉南区湯川新町一丁 目
6 2 6 3	湯川新町 1 2 0 号線	小倉南区湯川新町一丁 目	小倉南区湯川新町一丁 目
6 2 6 4	湯川新町 1 2 1 号線	小倉南区湯川新町二丁 目	小倉南区湯川新町二丁 目
6 2 6 5	湯川湯川新 町 2 号線	小倉南区湯川五丁目	小倉南区湯川新町四丁 目

6 2 6 6	横代北町 9 4 号線	小倉南区横代北町五丁 目	小倉南区横代北町五丁 目
3 8 7 0	響南町 6 号 線	若松区響南町	若松区響南町
3 8 7 1	向洋町 9 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 8 7 2	塩屋 1 7 5 号線	若松区大字塩屋	若松区大字塩屋
6 9 1 4	香月西 2 6 号線	八幡西区香月西四丁目	八幡西区香月西四丁目
6 9 1 5	上上津役 1 4 8 号線	八幡西区上上津役五丁 目	八幡西区上上津役五丁 目
6 9 1 6	木屋瀬 1 0 5 号線	八幡西区木屋瀬五丁目	八幡西区木屋瀬五丁目
6 9 1 7	鉄王 5 4 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 1 8	鉄王 5 5 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 1 9	鉄王 5 6 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 2 0	鉄王 5 7 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 2 1	中の原 2 3 号線	八幡西区中の原三丁目	八幡西区中の原三丁目
6 9 2 2	本城 2 5 8 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6 9 2 3	本城 2 5 9 号線	八幡西区本城三丁目	八幡西区本城三丁目
6 9 2 4	野面 1 1 6 号線	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面

1 8 8 2	東鞘ヶ谷町 1 9 号線	戸畑区東鞘ヶ谷町	戸畑区東鞘ヶ谷町
1 8 8 3	東鞘ヶ谷町 2 0 号線	戸畑区東鞘ヶ谷町	戸畑区東鞘ヶ谷町

北九州市告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
2103	大里東1 8号線	新	門司区大里東二丁目	門司区大里東一丁目
		旧	門司区大里東二丁目	門司区大里東一丁目
652	恒見朽網 線	新	門司区大字恒見	小倉南区大字朽網
		旧	門司区大字吉志	小倉南区大字朽網

北九州市告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
2240	篠崎8号線	小倉北区篠崎二丁目	小倉北区篠崎二丁目
3532	沼本町13号線	小倉南区沼本町四丁目	小倉南区沼本町四丁目

北九州市公告第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年7月23日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曽根東四丁目1647番1及び1647番16から1647番21まで	北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号 第一ホーム株式会社 代表取締役 志垣眞澄
北九州市門司区大字吉志302番3、307番2から307番5まで、313番1、313番10及び314番1	北九州市小倉北区神岳一丁目1番26号 株式会社ケイ・コーポレーション 代表取締役 木本英和 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪隆一
北九州市小倉南区上吉田五丁目418番2から418番8まで、428番1、428番3から428番18まで、430番1から430番42まで、431番1、431番3、432番1から432番4まで、433番1、433番6から433番12まで、443番1から443番9まで、561番1から561番10まで、561番13、562番1、562番2、567番1から567番29まで、586番1及び586番2並びに大字吉田418番1、439番1、442番1及び572番1並びに無番のうち	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 若築建設株式会社九州支店 支店長 烏田克彦

北九州市公告第625号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油 2万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万9,000リットル 平成26年8月頃

イ 3万7,000リットル 平成26年9月頃

ウ 2万3,000リットル 平成26年10月頃

エ 1万8,000リットル 平成26年11月頃

オ 2万7,000リットル 平成26年12月頃

カ 2万7,000リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年8月6日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年8月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年8月14日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月22日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年8月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年8月22日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity: 20,000 ℓ

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., August 22, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., August 21, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第626号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

A 重油 3万1,800リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号 渡船事業所

くき丸及び第十八わかと丸

イ 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉棧橋）

こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 2万2,200リットル 平成26年8月頃

イ 3万2,300リットル 平成26年9月頃

ウ 3万5,900リットル 平成26年10月頃

エ 3万1,600リットル 平成26年11月頃

オ 3万2,900リットル 平成26年12月頃

カ 3万8,200リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年8月6日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年8月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年8月14日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月22日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年8月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年8月22日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Bunker A

Forecasted Quantity: 31,800 ̸

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., August 22, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p. m. , August 21, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu